

公 示 日:2026年9月16日(水)

調達管理番号:26a00512

国 名:バングラデシュ人民共和国

担 当 部 署:人間開発部保健第二グループ第四チーム

調 達 件 名:バングラデシュ国看護師継続教育強化プロジェクト(業務調整／看護管理)(現地滞在型)

適用される契約約款:

- ・「事業実施・支援業務用(現地滞在型)」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務 :業務調整／看護管理
- (2) 格 付 :4 号
- (3) 業務の種類:専門家業務
- (4) 在勤地:ダッカ市
- (5) 契約履行期間(予定):2026 年 11 月中旬から 2029 年 2 月下旬
- (6) 渡航期間:2027 年 2 月上旬から 2029 年 2 月上旬予定
- (7) 業務量の目途:24 人月

2. 業務の背景

バングラデシュ人民共和国(以下、「バングラデシュ」という。)は、人口 1 万人あたりの看護師・助産師数は 6.64 人(2023 年)と依然として低く、医師数が看護職数を上回る状況(医師:看護職=7.22:6.64)は国際的標準と逆転しており、看護職の不足が深刻である。

看護師不足は、過重労働、研修参加機会の逸失等を通じて、看護の質及び医療サービス全体の質の低下を招いている。さらに、専門的技能を有する看護師の不足や、行動・コミュニケーション・態度といった基礎的能力の不足も課題である。他方、現任看護師を対象とした体系的な継続教育制度は十分に整備されておらず、職務範囲やキャリアパスが不明確であることから、研修受講と能力向上・昇進との

関係が見えにくく、看護師の研修参加に係る動機付けも十分ではない。加えて、行政機関における看護職ポストの不足等の背景から、看護現場の実態が政策立案に十分に反映されてこなかったという課題もある。

JICA は、これまで「看護サービス人材育成プロジェクト」(2016 年～2021 年)及び「同フェーズ 2」(2022 年～2026 年)を通じて、看護大学の質保証や臨床実習体制の強化等、主として看護学士教育の質の向上に関する支援を実施し、一定の成果を上げてきた。一方で、卒後の看護師の能力強化、特に現任教育に対する支援は限定的であった。

このような状況を踏まえ、バングラデシュ政府は 2025 年 1 月に「保健人材戦略 2024」を策定した。同戦略は、知識のみならず行動及び態度の変容を重視し、現任医療職の能力向上を最優先課題として位置付けている。また、2026 年に発足したバングラデシュ民族主義党(BNP)による新政権も、その選挙公約において、看護師等の継続研修、キャリア開発及びリーダーシップ強化を掲げている。

以上を踏まえ、本プロジェクトは、同戦略の方向性に沿い、これまでの協力成果を活用しつつ、看護行政機能の強化を含む卒後看護師向け継続的専門能力開発(Continual Professional Development:CPD)の基盤整備を行い、現任看護師の能力強化に資する技術的支援を実施するものである。本業務は、当該プロジェクトの専門家として行うものである。

なお、本業務の詳細は別紙「案件概要表」のとおり。

3. 期待される成果

プロジェクト目標達成のため、事業の運営管理及び活動促進を実施することを目的として派遣する。チーフアドバイザー及び他の専門家と協力し、研修の企画・実施その他の技術的視点が必要となる活動にも従事する。

- ・ プロジェクト目標の達成に向けて、計画される活動が実施され、成果が発現する。
- ・ モニタリングが適切に実施され、実施上の課題や計画の変更等の必要性が関係者に共有され、議論されるための連絡・調整を行い、課題解決に寄与する。
- ・ 日本側の事務・庶務・公金管理が滞りなく適切に行われる。
- ・ 各種報告書提出・広報が適時に行われる。

4. 業務の内容

- ① チーフアドバイザーの行う運営管理業務を補佐し、また相手国機関との協議を踏まえ、協力計画(実施計画、年間計画)のとりまとめを行う。
- ② 年間計画(専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画)の進捗状況の管理を行う。
- ③ 合同調整委員会への参加等を通じ、相手国機関のプロジェクト実施計画(インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境)の把握を行う。
- ④ 提出する報告書の作成にあたり、チーフアドバイザーを補佐する。
- ⑤ 看護師の地位向上に向けた情報発信・広報を行うとともに、各種の広報活動を通してプロジェクトを積極的に宣伝する。
- ⑥ 他の専門家と協力し、研修実施その他の技術移転に関し、計画立案及び実施を行う。
- ⑦ プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、チーフアドバイザーと連携し、その解決にあたる。
- ⑧ 日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。
- ⑨ 相手国、JICA、日本人専門家間の連絡・調整役として、JICA 事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る。
- ⑩ 年次計画の進行に支障となる事項(機材通関、C/P の配置、相手国の予算等)に常時注意を払い、問題が生じた場合には、相手国、日本大使館、JICA 事務所等について十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその解決の促進を図る。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	プロジェクトの進捗・成果にかかる 広報の実施方法(先方政府、バン ラデシュ国民、日本国民等向け)	「4. 業務の内容」⑤
2	C/P、専門家等との円滑な協働体制 を構築するための具体的な取組み 方針	「4. 業務の内容」⑦⑨

3	対象施設における人材育成を企画・実施する際に必要となる活動の工夫・留意点	「4. 業務の内容」⑥
---	--------------------------------------	-------------

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	技術協力プロジェクトの運営管理及び看護管理に係る各種業務 (看護師免許を有することが望ましい)
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
3 か月報告書	渡航開始より3 か月ごと ¹	国際協力調達部(CC:人間開発部)	日本語	電子データ	-
業務進捗報告書	渡航開始より6 か月ごと	国際協力調達部 (CC:人間開発部、Bangladesh事務所)	日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	人間開発部(CC:国際協力調達部、Bangladesh事務所)	日本語	電子データ	-

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 2027 年 2 月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

¹ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2 か月目終了後に速やかに提出する。

② 現地での業務体制

本プロジェクトに係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア チーフアドバイザー(長期専門家)

イ 看護管理(長期専門家)

ウ 業務調整／看護管理(本専門家)

エ その他特定分野の専門家

※ ア及びウは同時期派遣を予定。

※ エは短期専門家として別途派遣予定(長期専門家着任後、専門性・派遣時期を調整予定)。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループから配付しますので、hmge2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書

・バングラデシュ国看護師継続教育強化プロジェクト R/D

・バングラデシュ国看護師継続教育強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・バングラデシュ国 保健セクター情報収集・確認調査ファイナル・レポート

https://openjicareport.jica.go.jp/980/980/980_101_12369393.html

・バングラデシュ国「看護サービス人材育成プロジェクト フェーズ2」事業完了報告書

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000058151>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 10月 7日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 10月 19日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 10月 22日11時～12時

		30分
4	評価結果の通知	2026年 10月 27日まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等:「バングラデシュ国看護師継続教育強化プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号:25a00524)の受注者(株式会社泪橋ラボ)及び同業務の業務従事者

(2) 家族帯同:可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部

(2) プレゼンテーション資料提出部数: 1 部

(3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法:Microsoft-Teams による(発言時カメラオンでの)実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。

- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。
貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者(個人の場合は業務従事者と同義)が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。)指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等:
- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |
- (2) 業務従事者の経験能力等:
- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |
- (計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約(現地滞在型)における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬:

家族帯同の有無	本人のみ(家族帯同無)	家族帯同有
---------	-------------	-------

月額(円/月)	法人	1,121,000	1,280,000
	個人	875,000	1,034,000

② 教育費:

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額(円/月)	日本人学校	43,000	54,400	-
	インターナショナルスクール／現地校		589,100	603,400

③ 住居費:1,800ドル／月

④ 航空賃(往復):230,610円／人

(2) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎:到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全:安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ:なし
- エ) 通訳備上:なし
- オ) 執務スペースの提供:保健家族福祉省内における執務スペース提供(変更の可能性あり)
- カ) 公用旅券:日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(3)安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願い

いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(4)臨時会計役の委嘱²

業務に必要な経費については、JICA バングラデシュ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。関連するオリエンテーション(オンデマンド)の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:経費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(5)その他留意事項

派遣前(後)業務を委嘱する可能性があります。

業務単価(月額)

法人:696,072 円/月

個人:432,739 円/月

以上

² 臨時会計役の職務は、通常は業務調整専門家が担当しています。しかしながら、業務調整専門家が長期間不在となった場合等は、当職務を委嘱する可能性があります。

案件概要表

1. 案件名(国名)

国 名: バングラデシュ人民共和国(バングラデシュ)

案件名: (和名)看護師継続教育強化プロジェクト

(英名) The Project for Strengthening Continuous Professional Development for Nurses

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュ人民共和国(以下、「バングラデシュ」という)では、乳幼児死亡率、妊産婦死亡率、感染症による死亡率等が大幅に改善している一方で、非感染性疾患の疾病負荷が増加しており、疾病構造が大きく変化している³。今後、平均寿命の延伸、人口高齢化が進むことで、慢性疾患患者が増加し、長期的なケアのニーズが一層高まることが見込まれている。

これまでも保健家族福祉省は看護師不足の解消に取り組んでおり、特に 2008 年の看護学士教育プログラムの設立以来、公立および私立看護大学数の増加に伴い、看護人材数も拡大してきたが、依然として人口 1 万人あたりの看護師・助産師数は 6.64 人(2023 年)と、世界平均の 37.7 人、東南アジア地域平均の 20.6 人⁴、また、低中所得国平均の 16.3 人(2023 年)⁵と比較しても非常に低い水準である。一般的に看護師数が医師数より多いのが国際的標準であるが、バングラデシュの医師:看護職の割合は 7.22:6.64 と医師の方が多く⁶ことから、看護職数が圧倒的に足りていないことが伺われる。現在、公立・私立の医療施設で働く看護師数は約 12 万人であるが、大幅な増員が必要である^{7,8}とも考えられている。

このような看護師数の不足は、看護師一人が対応する患者数の増加、過剰な労働

³ GBD 2019 Bangladesh Burden of Disease Collaborators. The burden of diseases and risk factors in Bangladesh, 1990-2019: a systematic analysis for the Global Burden of Disease Study 2019. Lancet Glob Health. 2023 Dec;11(12):e1931-e1942. doi: 10.1016/S2214-109X(23)00432-1. PMID: 37973341; PMCID: PMC10664824.

⁴ WHO. Health data overview for Bangladesh <https://data.who.int/countries/050>

⁵ WHO. State of the World's Nursing 2025 <https://www.who.int/publications/i/item/9789240110236>

⁶ WHO. [Health Workforce statistics database](https://www.who.int/data/gho/data/themes/topics/health-workforce) <https://www.who.int/data/gho/data/themes/topics/health-workforce>

⁷ 財務省. 2023. Labor Market and Skills Gap Analyses- Healthcare: Nursing and Care.

⁸ 保健家族福祉省、WHO. 2021. Health Labour Market Analysis in Bangladesh 2021.

負荷による疲弊・バーンアウト、余裕時間の不足による研修参加機会の制限等の観点から、看護の質や医療サービス全般の質の低下に繋がっている。また、これらの制約の下、専門的な技能を有する看護師の少なさ、行動・コミュニケーション・態度等の基礎的技能の欠如等、看護ケアの技能に関する多様な課題が指摘されてきた⁹。しかしながら、現状に即した体系的な継続教育システムが整備されておらず、現任看護師への研修も十分に提供されてこなかった。提供される研修は、単発的で内容の重複・断片化がみられ、施設・設備の老朽化や講師人材の不足により研修機会が限定されている。さらに、看護師の職務内容・範囲は十分に明確にされておらず、キャリアパスも不透明な中で、研修受講による看護師自らの能力向上やキャリア形成にどのような意義があるのか、看護師自身からも見えづらく、研修受講に係る動機づけも不十分なままである。

このような看護師を取り巻く状況に対し、これまで行政機関に看護職のポストがない等の背景もあり、看護現場の状況が行政・政策立案の場に十分に反映されてこなかった。これは公務員制度に基づく制度的障害とも言え、解決は容易でないが、両者の乖離を埋める工夫が不可欠な状況にある。また、看護師の人数や質に対する需要は、COVID-19 を含む近年の経験を経てより一層顕在化し、看護行政への期待と負担は増大している。

JICA は、「看護サービス人材育成プロジェクト」(2016 年～2021 年)及び「看護サービス人材育成プロジェクトフェーズ 2」(2022 年～2026 年)を通じ、継続的にバングラデシュの看護人材育成強化に協力しており、前述の看護大学の量的拡大を背景に、看護大学の認証を含む教育の質の向上や連携病院における看護臨床実践の実施体制の強化等、主に看護学士教育に焦点を当てて一定の成果を上げて来たが、卒後の看護師の能力強化に資する協力は限定的であった。

前述のような山積する課題に対し、2025 年 1 月に保健家族福祉省は「保健人材戦略 2024」を発表した。同戦略は、その中核的取り組みとして、看護師を含む医療従事者の現任研修の継続的实施体制構築、研修と昇進・評価の連動、看護師向け詳細行動計画・モニタリングシステムの確立を掲げた。知識偏重ではなく行動と態度の変容を重視し、現任の医療職の技能向上を最優先するとの立場も表明している。また、2026 年に発足したバングラデシュ民族主義党(BNP)による新政権も、その選挙公約において、看護師等の継続研修、キャリア開発及びリーダーシップ強化を掲げている。

このような状況を踏まえ、保健人材戦略 2024 の方向性に沿い、本プロジェクトは、これまでの協力の成果を活かし、看護行政機能の強化を含めた卒後の看護師への継続的専門能力開発(以下、「CPD」という)の基盤強化を図り、現任の看護師の

⁹ 財務省. 2023. Labor Market and Skills Gap Analyses- Healthcare: Nursing and Care.

能力強化に貢献するものである。

(2) 同国保健セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

日本政府は、対バングラデシュ人民共和国国別開発協力量針(2018 年 2 月)の重点分野「社会脆弱性の克服」の下、保健人材育成を含む保健行政の能力強化を通じ、包括的な保健システム強化を支援対象として示している。また、2022 年の「グローバルヘルス戦略」でも、「保健人材確保の持続可能性」を重要課題と位置づけ、各種援助スキームを組み合わせた保健人材育成等の保健システム強化を明記している。JICA は「グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略) 6. 保健医療」において、「医療人材の育成を通じた医療提供システムの強化」を打ち出し、その下位のクラスター事業戦略「保健医療サービス提供強化～強靱・公平・持続可能な UHC の達成～」において、保健人材の継続的な能力向上体制の整備による質の高い保健医療サービスを受けられる保健医療体制構築を目指している。以上より、看護師の人材育成に主眼を置いた本プロジェクトは、これら日本政府や JICA の援助方針と合致したものである。また、本プロジェクトは SDGs 目標 3.c(保健人材の能力開発)に直接寄与するものであり、その実施意義は大きい。

(3) 他の援助機関の対応

WHO は保健人材の政策策定や実施支援をしている。継続教育に関しては、主に医師を対象とした制度・規制整備を支援している。

UNFPA は助産師やそのサービス提供体制強化全般を支援している。継続教育面でもガイドラインの作成等の実績を有する。

ADB は 看護・助産教育の質向上、技能を有する保健医療人材の育成、および海外就労機会の拡大を目的としたプロジェクトについて、2026～2027 年に案件形成を支援する予定である。

カナダ・グローバル連携省は 2021 年より看護師の能力強化と女性のエンパワメントを組み合わせたプロジェクト(通称 ProNurse)を実施しており、CPD 体制の強化も協力対象の一部に含む(右協力との連携・すみ分けは、「3.(8).2)」参照)。

韓国国際協力機構は、2012 年から 2019 年には、バングラデシュの看護教育機関である国立高度看護教育研究機構(NIANER: National Institute of Advanced Nursing Education and Research)の設立・強化や、バングラデシュ初の看護分野の修士課程の設立を支援した。また、2025 年に、看護分野の博士課程の設立に係る支援を開始した。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、CPD に係る看護行政機能の強化、対象病院における院内 CPD 実践モデルの開発、対象病院における優先テーマの研修の効果的・効率的な実施を行うことで、看護師の CPD の基盤の強化を図り、もって院内 CPD 実践モデルが対象病院以外でも実践されることに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

実施機関のある首都ダッカのほか、プロジェクト開始後に対象病院を選定する。

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者： 対象病院の看護師や医療従事者、実施機関及び関係行政機関の職員

最終受益者： 対象病院の管轄地域の住民

(4) 総事業費(日本側):約 5 億円

(5) 事業実施期間:2027 年 2 月～2031 年 1 月を予定(計 48 カ月)

(6) 事業実施体制

実施機関： 保健家族福祉省看護助産総局(DGNM)、対象病院

プロジェクトダイレクター： 看護助産総局 総局長

プロジェクトマネージャー： 看護助産総局 総局長補佐(総務)

(7) 投入(インプット)

1)日本側

①専門家派遣:チーフアドバイザー、看護管理、業務調整、その他の特定分野の専門家

②本邦研修／第三国研修

③機材供与:CPD 研修に必要な機材

④在外事業強化費

2)バングラデシュ側

①カウンターパートの配置:プロジェクトダイレクター、プロジェクトマネージャー、フォーカルパーソン

②プロジェクトチームの執務室・機材

③プロジェクト活動に関連した運営計画、研修計画、情報・データ

④その他プロジェクト活動に必要な費用(研修費用、会議費用、機材調達に係る付加価値税等)

(8)他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

①技術協力プロジェクト「看護サービス人材育成プロジェクト」(2016 年～2021 年):看護助産総局及びバングラデシュ看護・助産審議会に対して看護大学の認証

制度構築支援及びキャリアパス構築支援を行い、ダッカ看護大学及びダッカ医科大学病院を対象に院内の看護臨床実習体制構築を含む看護学士教育体制システムを構築した。

②技術協力プロジェクト「看護サービス人材育成プロジェクトフェーズ 2」(2022 年～2026 年):前事業の成果を受け、看護助産総局及びバングラデシュ看護・助産審議会に対し、引き続き看護大学の認証制度の運用支援およびキャリアパス構築支援を実施。また、前事業活動を公立看護大学 8 校とその付属医科大学病院に拡大し、対象公立看護大学における看護学士教育の実施体制の強化、連携病院における看護臨床実践の実施体制の強化に加え、看護大学と関係機関のネットワーク強化を図っている。

③円借款事業「母子保健と保健システム改善事業」(2015 年～2026 年):7 看護大学の学生寮の新設及び看護大学校舎の増築、看護臨床実習用及び学習用機材供与。学習環境整備を図ることで前事業・技術協力プロジェクトとの相乗効果が図られている。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

医師や助産師の継続教育強化を支援する WHO や UNFPA とは、対象職種が異なることもあり、活動の重複はないが、制度設計や政策提言の面での知見共有が期待できる。ADB においては現在案件形成段階であるため、継続的な情報交換・調整により、重複回避及び相乗効果の発現を図る。

ProNurse プロジェクトとは、看護師の CPD 強化のという点で共通する側面があり、キャリアパス整備等の看護行政や CPD の制度的枠組み整備の観点では協働すること、また、現場でのパイロット活動として実施する院内研修については重複しておらずすみ分けができることを確認済みである。案件開始後も、継続的な情報交換・調整を行い、重複回避と連携強化を図る。

(9)環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1)環境社会配慮

① カテゴリー分類(C)

② カテゴリー分類の根拠:本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年1月)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的配慮:障害主流化

研修対象者の選抜における非差別と合理的配慮を実施し、研修・会議等は物理・情報アクセシビリティを確保して実施する。CPD 委員会やフォーカルパーソンに、合理的配慮の状況の組み込みや監督を含める。また研修テーマに、看護ケアにおける障害のある患者対応(コミュニケーション支援、合理的配慮、災害時対応等)をに含めるようにする。

3)ジェンダー分類:

【分類】【ジェンダー案件】■GI(S) (ジェンダー活動統合案件)

【活動内容／分類理由】「看護は女性の仕事」という固定観念や伝統的ジェンダー規範への固執を根源として、女性が9割を占める看護師の社会的・専門職的地位は低く、臨床現場のニーズを反映した看護行政・政策立案、看護サービスの提供や働きやすさ等に悪影響を及ぼしているというジェンダー課題がある。これに対して、対象病院において院内 CPD 実践モデルの開発、優先テーマの研修プログラム運用時のジェンダー配慮に係る優良事例を抽出し、活動成果とともに看護職の地位向上に向けた情報発信・広報を行い、「看護師＝ジェンダーを問わず生涯学び続ける専門職」という新たなイメージを看護師や看護行政関係者、患者、社会に浸透させるため。なお、本案件を通じて、看護職の多数を占める女性看護師への最大のエンパワーメントを実現しつつ、男性看護師や第三の性の看護師の課題も同時に軽減することも期待する。

(10) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

対象病院で試行した院内の CPD 実践モデルが対象病院以外でも実践される

【指標及び目標値】

1. 院内の CPD 実践モデルを運用している病院が増える
2. 院内の CPD 実践モデルが関連の政策文書や計画に反映される

(2) プロジェクト目標

バングラデシュにおいて、看護師の CPD の基盤が強化される

【指標及び目標値】

1. 院内の CPD 実践モデルが DGNM により承認される
2. 対象病院において、CPD 委員会の恒常的な設置の根拠が整備される
3. 対象病院において、看護師の離職率が低下する

(3) 成果

成果1. CPD に係る看護行政機能が強化される

【指標及び目標値】

- 1-1. DGNM 内に CPD のフォーカルパーソンが任命される
- 1-2. 看護師 CPD ワーキンググループ(行政レベル)が設置される
- 1-3. 成果 3 や看護師の社会的地位の向上に向けた情報発信・広報が行われる

成果2. 対象病院において院内の CPD 実践モデルが開発される

【指標及び目標値】

- 2-1. 対象病院において、病院レベルでの看護師 CPD のための病院管理者を含めた CPD 委員会(病院レベル)が設置される
- 2-2. 対象病院の CPD 委員のうち XX 人¹⁰が CPD のコンセプトおよびクリニカルラダー¹¹についての研修を受講する
- 2-3. 院内の CPD 実践モデルが看護師 CPD ワーキンググループに提言される
- 成果3. 対象病院において、優先テーマの研修が効果的・効率的に実施される

【指標及び目標値】

- 3-1. 看護師 CPD 研修プログラムが XX 件¹²以上計画・実施・評価される
- 3-2. 研修効果¹³が確認される(研修実施側を含む)
- 3-3. 対象病院にて、看護師 CPD プログラム運用時のジェンダー配慮に係る優良事例が取りまとめられる
- 3-4. 対象病院にて、看護師 CPD 研修プログラムの運用手順書や更新手順書が病院長により承認される

(4) 主な活動

成果1に係る活動

- 1-1. DGNM 内に本プロジェクトのフォーカルパーソンを任命する
- 1-2. 看護サービスの CPD・免許制度に係る法令文書、規定、規則、法律などを精査する
- 1-3. キャリアパスの承認を支援する
- 1-4. 看護師 CPD ワーキンググループを発足させる
- 1-5. 看護師 CPD の研修の現状・課題(実施状況、マスタートレーナー(MTs)/臨地実習指導者(CNTs)の育成・配置、財政、インフラ・機材、病院・看護大学・行政機関等の役割を含む)を調査する
- 1-6. 成果 3 の活動成果とともに、看護師の地位の向上に向けた情報発信・広報を行う

成果2に係る活動

- 2-1 対象病院において、病院レベルでの看護師 CPD のための病院管理者を含めた CPD 委員会を設置する
- 2-2 対象病院の CPD 委員会にて CPD のコンセプトおよびクリニカルラダーについての研修を行う

¹⁰ 数値は第一回合同調整委員会で決定する

¹¹ クリニカルラダーとは、臨床実践に必要な看護師の能力を段階的に示したシステムであり、「実践能力習熟度段階」とも表記される。看護師の人材育成、能力開発や評価に用いられ、日本では「看護師のクリニカルラダー（日本看護協会版）」（2016、日本看護協会）を標準として各医療機関が任意に導入している。

¹² 数値は第一回合同調整委員会で決定する

¹³ 具体的な指標は、モニタリング・評価の枠組みの策定の際に決定する

- 2-3 対象病院において CPD 委員会を中心に看護のクリニカルラダーを開発する
- 2-4 CPD 委員会でラダーに基づいて研修の優先テーマを選定する
- 2-5 テクニカルワーキンググループにおいて、定期的なパイロット病院間の経験共有を行う
- 2-6 パイロット病院での結果に基づき、最終化した院内の CPD 実践モデルを看護師 CPD ワーキンググループに提言する。

成果3に係る活動

- 3-1 成果2で選定した優先テーマの研修プログラムの運営・指導のための計画を策定する
- 3-2 研修プログラムに対するモニタリング・評価の枠組みを策定する。
- 3-3 3-1の研修プログラムを実行する
- 3-4 研修プログラムのモニタリング・評価を行う
- 3-5 対象病院にて、研修プログラム運用時のジェンダー配慮に係る優良事例を抽出する
- 3-6 3-1～3-5 を踏まえ、対象病院にて、研修プログラムの運用手順書及び更新手順書を作成する

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

バングラデシュ側がプロジェクトの活動に対して、適切な人員配置と予算配分を行う。

(2) 外部条件

- ・ 国家保健政策・戦略において、プロジェクトの実施に影響するような大きな変化が起こらない。
- ・ バングラデシュの治安が悪化することなく、プロジェクト活動が継続できる
- ・ 成果発現に大きく影響するような感染症が発生しない。
- ・ プロジェクトサイトが大規模災害に見舞われない。国家保健政策や地方行政が著しく変更しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア「看護実践能力強化プロジェクト」(2012 年～2017 年)では、プロジェクトを通じて提出したカリキュラム案の承認の要となる関係機関と事業実施中に適切に働きかけを行っていなかったことにより承認が滞ったこと、また、非パイロット病院・大学への普及展開につき、プロジェクト期間中から戦略的に取り組むことの重要性が指摘されている。本事業においても、計画及び実施段階において関係するステークホルダーの分析を丁寧に行った上で適切な巻き込みを行い、自立発展性

の確保に努める。

7. 評価結果

本事業は、バングラデシュ国の開発政策、開発ニーズ、我が国及び JICA の援助方針と十分に合致しており、また、SDGs のゴール 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業開始6カ月以内 ベースライン調査
事業終了3年後 事後評価

以 上